

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第 24 条の 2 第 1 項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成 20 年 4 月 30 日

【事業年度】 第 22 期（自 平成 18 年 11 月 1 日 至 平成 19 年 10 月 31 日）

【会社名】 日本ロングライフ株式会社

【英訳名】 JAPAN LONGLIFE Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 遠藤 正一

【本店の所在の場所】 大阪市北区中崎西二丁目 4 番 12 号 梅田センタービル 25 階

【電話番号】 (06) 6373-9191

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 管理本部長 瀧村 明泰

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中崎西二丁目 4 番 12 号 梅田センタービル 25 階

【電話番号】 (06) 6373-9191

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 管理本部長 瀧村 明泰

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目 8 番 16 号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年1月30日に提出いたしました第22期（自平成18年11月1日至平成19年10月31日）有価証券報告書の記載事項に一部訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) <省略>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

①～⑨ <省略>

⑩ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

⑪～⑬ <省略>

(訂正後)

(1) <省略>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

①～⑨ <省略>

⑩ 自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

⑪～⑬ <省略>